議事日程

平成 2 8 年 第 1 1 回定例会 1 1 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 五所川原市金木庁舎 4 階 第 1 会議室

- 第1 開会
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 前回会議録の承認 (第10回定例会)
- 第5 教育長の報告
- 第6 付議案件
 - 1 議案第24号 金木高等学校市浦分校管理規則の一部を改正する 規則の制定について
 - 2 議案第25号 金木高等学校市浦分校学則の一部を改正する規則 の制定について
 - 3 議案第26号 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行 規則の一部を改正する規則の制定について
 - 4 議案第27号 五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正 する条例の制定について
 - 5 議案第28号 五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一 部を改正する規則の制定について
- 第7 協議事項
 - 1 金木高等学校市浦分校の運営について
- 第8 報告事項
 - 1 学校給食センター給食への異物混入について
- 第8 その他

平成 2 8 年

五所川原市教育委員会第 1 1 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

付議案件

1	議案第24号	金木高等学校市浦分校管理規則の一部を改正する規則 の制定について ・・・・・・・・・・・・・・ P1
2	議案第25号	金木高等学校市浦分校学則の一部を改正する規則の制 定について ・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
3	議案第26号	五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について ・・・・・・ P13
4	議案第27号	五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する 条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・ P37
5	議案第28号	五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改 正する規則の制定について ・・・・・・・・・ P43

議案第24号

金木高等学校市浦分校管理規則の一部を改正する規則の制定について

金木高等学校市浦分校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年11月17日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

高等学校学習指導要領の全部改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

金木高等学校市浦分校管理規則の一部を改正する規則(案)

金木高等学校市浦分校管理規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)」を「高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○金木高等学校市浦分校管理規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第10号)の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(教育課程) 第2条 市浦分校の教育課程は、高等学校学習指導要領 <u>(平成21年文部科学省告示第34号)</u> の基準により、校長が編成する。 2 略	(教育課程) 第2条 市浦分校の教育課程は、高等学校学習指導要領 <u>(平成11年文部省告示 第58号)</u> の基準により、校長が編成する。 2 略

○金木高等学校市浦分校管理規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第10号

改正

平成17年4月21日五所川原市教育委員会規則第38号

金木高等学校市浦分校管理規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育課程、教材の取扱い等(第2条―第5条)
- 第3章 学校評価(第6条)
- 第4章 組織編制(第7条—第18条)
- 第5章 削除
- 第6章 施設設備の管理(第29条―第32条)
- 第7章 雑則 (第33条・第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条 の規定に基づき、市が設置する金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。

第2章 教育課程、教材の取扱い等

(教育課程)

- 第2条 市浦分校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の基準により、校長が編成する。
- 2 校長は、次年度に実施する教育課程について、あらかじめ青森県教育委員会に届け出なければならない。

(教材の使用)

- 第3条 市浦分校は、教科書以外の教材(学校の教育活動の一環として生徒に使用させる図書その他の材料をいう。以下同じ。)について有益適切と認めた場合には、これを使用することができる。ただし、その選定に当たっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。(教材の届出)
- 第4条 市浦分校が、学年又は学級全員若しくは特定の生徒の集団全員の教材として、次に掲げる ものを計画的継続的に使用する場合には、校長は、あらかじめ青森県教育委員会に届け出なけれ ばならない。
 - (1) 教科書と併用する副読本又はこれに準ずるもの
 - (2) 学習の過程において使用する学習帳、問題集、練習帳又はこれに準ずるもの
 - (3) 夏季、冬季その他の長期休業中に使用する教材で前号に準ずるもの (学校行事)
- 第5条 校長は、毎年度始め、その年度における年間行事予定表を作成し、青森県教育委員会及び 教育委員会に報告するものとする。
- 2 市浦分校における修学旅行の実施及び対外競技への参加については、別に定める基準により、 校長が定めるものとする。
- 3 前項の学校行事その他校外における行事を実施する場合には、校長は、あらかじめ青森県教育 委員会に届け出なければならない。

第3章 学校評価

(学校評価)

第6条 市浦分校は、その教育水準の向上を図り、教育目標を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第4章 組織編制

(職員)

第7条 市浦分校には、校長、教頭、教諭その他必要な職員を置く。

(校務の分掌及び職員会議)

- 第8条 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。
- 2 校長は、市浦分校の運営上必要と認めたときは、その職務の円滑な執行に資するため、職員会 議を置くことができる。
- 3 職員会議は、校長が必要と認めた事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の 意見交換などを行う。
- 4 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

(副校長)

- 第9条 市浦分校に、副校長を置くことができる。
- 2 副校長は、校長を補佐し、校務を処理する。

(教務主任等)

- 第10条 市浦分校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。
- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整 及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、 助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、市浦分校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項を処理し、当該事項について連絡 調整及び指導、助言に当たる。
- 6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項 を処理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 教務主任等は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければならない。

(渉外主任及び図書主任)

- 第11条 市浦分校には、渉外主任及び図書主任を置くことができる。
- 2 渉外主任は、校長の監督を受け、教育活動の渉外に関する事項について連絡調整及び指導、助 言に当たる。
- 3 図書主任は、校長の監督を受け、学校図書館の運営に関する事項について連絡調整及び指導、 助言に当たる。
- 4 渉外主任及び図書主任は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しな ければならない。

(その他の主任等)

- **第12条** 市浦分校に、この規則に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 2 前項の主任等は、市浦分校の職員の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければな らない。

(司書教諭)

- 第13条 市浦分校に、司書教諭を置く。
- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務を処理する。
- 3 司書教諭は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければならない。

(教科科目及び学級等の担任)

- **第14条** 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動の指導を担当する職員を命ずる。 (代決)
- **第15条** 校長が不在のときは、校長の定めるところにより、副校長又は教頭がその事務を代決する。 (専決)

第16条 校長は、校長の定めるところにより、副校長又は教頭に校長の事務の一部を専決させることができる。

(その他の校務分掌組織)

第17条 この規則に定めるものを除くほか、必要な校務分掌組織は校長が定め、所属職員に分掌を 命じ、毎年度始め、青森県教育委員会に報告するものとする。

(学校評議員)

- 第18条 市浦分校に、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、市浦分校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、 校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

第5章 削除

第19条から第28条まで 削除

第6章 施設設備の管理

(施設設備の整備保全)

- **第29条** 校長は、学校の施設設備の管理を総括し、その整備保全に努め、効果的な運用を図らなければならない。
- 2 校長は、学校の施設設備の管理に関して必要な表簿を作成し、常にその現状を把握していなければならない。

(施設設備のき損亡失)

第30条 学校の施設設備の一部又は全部がき損し、又は亡失した場合には、校長は速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(施設設備の利用)

第31条 校長は、学校教育の目的を妨げない限度において、学校の施設設備を社会教育その他の公 共の目的のために利用させることができる。ただし、3日以上にわたる利用又は異例の利用につ いては、あらかじめ、教育委員会の指示を受けなければならない。

(警備及び防火の計画等)

- 第32条 校長は、学校の警備、防火及び生徒等の退避の計画をたて、必要に応じて訓練を実施し、 常に非常の際に備えなければならない。
- 2 校長は、毎年度始め、前項の計画を教育委員会に報告するものとする。

第7章 雑則

(事故報告)

第33条 校長は、職員又は生徒等に、教育に著しく影響があると認められる非行、事故による死亡 又は重大な傷害、集団中毒その他これに類する事故が発生した場合には、速やかに青森県教育委 員会及び教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、市浦分校の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の金木高等学校市浦分校管理規則(平成2年市浦村 教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定 によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月21日五所川原市教委規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

議案第25号

金木高等学校市浦分校学則の一部を改正する規則の制定について

金木高等学校市浦分校学則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年11月17日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

金木高等学校市浦分校について現在の学期制及び休業日の状況に則するため、及び高等学校学習指導要領の全部改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

金木高等学校市浦分校学則の一部を改正する規則(案)

金木高等学校市浦分校学則(平成17年五所川原市教育委員会規則第11号)の一部を 次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 学年を分けて次の3学期とする。
- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第4条中第1項第8号及び第3項を削り、第4項を第3項とする。

第8条中「高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)」を「高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○金木高等学校市浦分校学則(平成17年五所川原市教育委員会規則第11号)の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(学年及び学期)	(学年及び学期)
第3条 略	第3条 略
2 学年を分けて次の <u>3学期</u> とする。	2 学年を分けて次の <u>2学期</u> とする。
(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで	前期 4月1日から9月30日まで
(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで	後期 10月1日から3月31日まで
(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで	
3 略	3 略
(休業日)	(休業日)
第4条 休業日は、次のとおりとする。	第4条 休業日は、次のとおりとする。
$(1) \sim (7)$ 略	$(1) \sim (7)$ 略
	(8) 秋季休業日 9月から10月までの期間において14日以内で校長が定める
	<u>H</u>
2 略	2 略
	3 第1項第8号の休業は、前条第3項の規定により別に学期を定める場合に
	おいて必要に応じて行うものとし、当該休業を行う場合においては、校長は
	あらかじめ青森県教育委員会に届け出なければならない。
3 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得	$rac{1}{4}$ 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得
ない事由があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届	ない事由があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届
け出て、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。	け出て、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。
(学習の評価)	(学習の評価)
第8条 学習の評価については、高等学校学習指導要領 (平成21年文部科学省	1 第8条 学習の評価については、高等学校学習指導要領 <u>(平成11年文部省告示</u>
<u>告示第34号)</u> に示されている各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間の	第58号)に示されている各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねら
ねらいを基準として校長が定める。	いを基準として校長が定める。

○金木高等学校市浦分校学則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第11号

改正

平成20年11月27日五所川原市教育委員会規則第10号

金木高等学校市浦分校学則

目次

- 第1章 総則(第1条-第11条)
- 第2章 入学資格等(第12条-第24条)
- 第3章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の学則について定める ものとする。

(課程等)

- 第2条 市浦分校における次の各号に規定する課程、学科及び修業年限は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。
 - (1) 課程 定時制の課程
 - (2) 学科 普通科
 - (3) 修業年限 3年

(学年及び学期)

- 第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要と認めるときは、あらかじめ青森県教育委員会 に届け出て、別に学期を定めることができる。

(休業日)

- 第4条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び十曜日
 - (3) 開校記念日 5月1日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (5) 夏季休業日 7月22日から8月25日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年の1月12日まで
 - (7) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで
 - (8) 秋季休業日 9月から10月までの期間において14日以内で校長が定める日
- 2 校長は、教育上必要があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届け出て、 前項第5号及び第6号の休業日について、別の定めをすることができる。
- 3 第1項第8号の休業は、前条第3項の規定により別に学期を定める場合において必要に応じて 行うものとし、当該休業を行う場合においては、校長はあらかじめ青森県教育委員会に届け出な ければならない。
- 4 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届け出て、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。

(臨時休業)

- **第5条** 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。 この場合において、校長は、次の事項を直ちに青森県教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

(教育課程)

第6条 教育課程の編成は、金木高等学校市浦分校管理規則(平成17年五所川原市教育委員会規則

第10号) 第2条第1項の規定による。

(授業時数等)

第7条 各学年の週当たり授業時数及び授業終始の時刻は、校長が定める。

(学習の評価)

- 第8条 学習の評価については、高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)に示されている各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらいを基準として校長が定める。 (表彰)
- **第9条** 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。 (懲戒)
- 第10条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。 2 校長及び教員が、生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要
- 3 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 4 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて通常の出席ができない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 (懲戒処分の報告)
- 第11条 校長は、前条第3項に規定する退学又は停学の処分を行ったときは、学年、氏名、住所、 懲戒の種類、その事由及び処分年月日、停学の場合にあってはその期間その他参考となる事項を、 速やかに青森県教育委員会に報告しなければならない。

第2章 入学資格等

な配慮をしなければならない。

(入学資格)

- **第12条** 学校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学 する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可及び選抜)

- 第13条 学校の入学は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。
- 2 前項の入学者の選抜について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第14条 学校に入学を許可された者の保護者(以下「保護者」という。)は、在学保証書(様式第 1 号)に、入学を許可された者の住民票の写しを添えて、速やかに校長に提出しなければならない。

(保護者)

- **第15条** 保護者は、次に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
 - (1) 父母、兄姉、未成年後見人又は縁故者
 - (2) 成年者で独立の生計を営む者
- 2 保護者は、転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
- 3 校長は、保護者が第1項に定める要件を欠いたとき、その他適当でないと認められたときは、 これを変更させることができる。
- 4 保護者が死亡したとき、又は前項の規定により校長が保護者を変更させたときは、改めて在学 保証書を提出するものとする。

(転学、転籍及び退学)

- **第16条** 転学、転籍又は退学をしようとする者は、保護者とともにその事由を具し、校長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 2 前項によって退学をした者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学時の学年以下の学年に入学を許可することができる。
- 第17条 転学をしようとする者があるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他 必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。この場合において、転学先の校長は、教

育上支障のないときは、転学を許可することができる。

- 2 校長は、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受けた校長は、速やかにその作成に係る当該生徒の指導要録の写し(転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び進学の場合に送付された指導要録の抄本又は写し並びに当該生徒の健康診断票及び歯の検査票を転学先の校長に送付しなければならない。

(休学及び留学)

- 第18条 病気その他やむを得ない事由のため休学をしようとする者又は外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者とともにその事由及び期間を具し、医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 休学又は留学の期間は、3箇月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学又は留学の許可を受けた後3箇月に達する前までに休学又は留学の事由がなくなったと 認められるときは、校長は、当該休学又は留学の許可を取り消すものとする。 (復学等)
- 第19条 休学の許可を受けた者が、その休学の期間中に出席できるようになったときは、保護者とともにその事情及び期日を具し、医師の診断書等その事情を証する書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。
- 2 校長は、前項の復学の事情を適当と認めたときは、復学を許可する。 (原級留置)
- **第20条** 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が、進級させるため に必要な単位数に満たない者その他進級させることが教育上不適当と認められる者については、 これを原級に留め置くことができる。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

- 第21条 校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科、科目及び特別活動を履修し、 並びに卒業までに行うべき総合的な学習の時間における学習活動を行い、それらの成果が満足で きるものと認められる場合は、卒業を認定する。この場合において、生徒が修得したものと認定 された単位数の計は、74単位以上でなければならない。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(様式第2号)を授与する。 (授業料及び入学料)
- 第22条 授業料及び入学料の額並びに納付方法については、金木高等学校市浦分校入学料及び授業 料徴収条例(平成17年五所川原市条例第83号)の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処分)

第23条 授業料の滞納が、納期限経過後2箇月に及んだ生徒に対しては、退学を命ずることができる。

(授業料の免除)

第24条 授業料の免除は、金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の定めるところによる。 第3章 雑則

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、市浦分校の学則に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の金木高等学校市浦分校学則(平成2年市浦村教育 委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年11月27日五所川原市教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

様式第2号(第21条関係)

議案第26号

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年11月17日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

斜陽館の入館料還付決定書について定めるとともに、各様式の内容について条文との整合性を取るため、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則(案) 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員 会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「受けようとする者」の次に「(以下「入館料還付申請者」という。)」を加え、「を教育委員会」を「に納入した入館料の領収書を添えて、教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、入館料還付申請者 に対して、太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書(様式第1号の2) により通知するものとする。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とする。 様式第1号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、 「

を 「 太宰治記念館「斜陽館」入館料還付申請書

年 月 日

年

月 日

太宰治記念館「斜陽館」入館料還付申請書

に、「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成17年五所川原市条例第91号) 第6条」を「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原 市教育委員会規則第24号)第4条第1項」に、「免除」を「還付」に改め、同様式の次 に次の1様式を加える。

- 14 -

様式第1号の2 (第4条関係)

指令第 뭉 年 月 日

太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書

<u>申</u>請者 様

> 五所川原市教育委員会 印 教育長

年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付につい ては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教 育委員会規則第24号)第4条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不承認)決 定します。

記

入館料の環付

還付 承認)	(承認の理									
入	館	料	入	館	料	還	付	額	備	考
還	付	額			円			円		

様式第2号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に、

太宰治記念館「斜陽館」入館料免除申請書

年 月 日

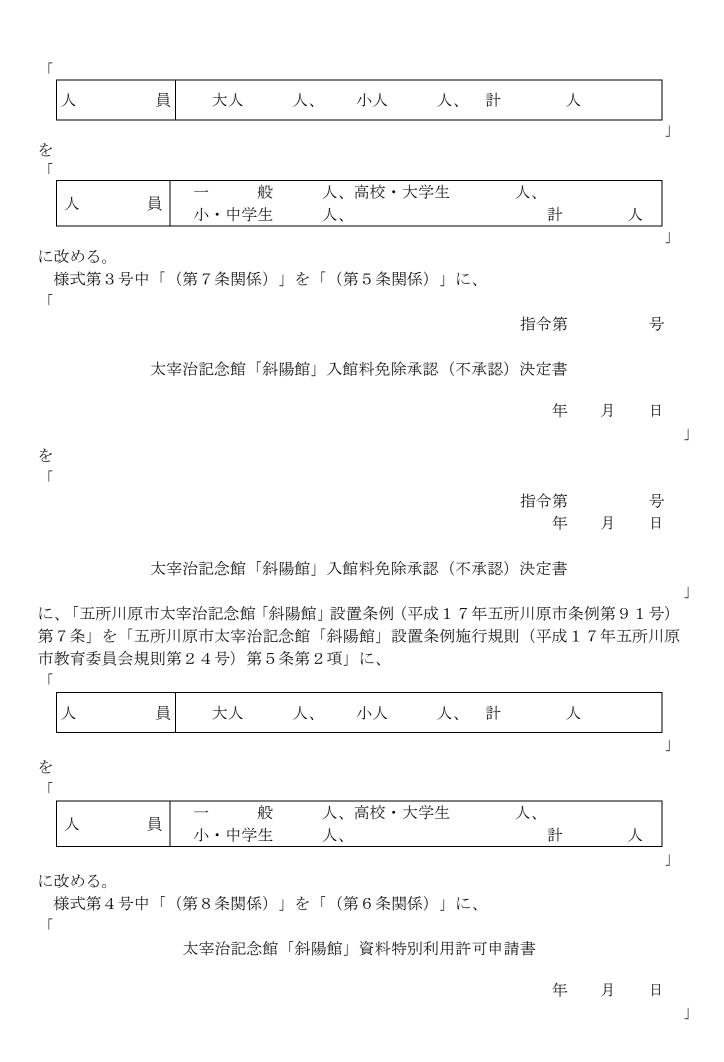
を

Γ

年 月 \exists

太宰治記念館「斜陽館」入館料免除申請書

に、「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成17年五所川原市条例第91号) 第7条」を「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原 市教育委員会規則第24号)第5条第1項」に、



```
を
                                   年
                                      月 日
         太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可申請書
                                           に、「第8条第2項」を「第6条第2項」に改める。
 様式第5号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、
       太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可(不許可)決定書
                                   年
                                      月
                                         日
                                          を
                                 指令第
                                         号
                                   年
                                      月
                                         日
       太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可(不許可)決定書
に、「第8条第3項」を「第6条第3項」に改める。
 様式第6号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、
          太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可申請書
                                   年
                                      月
                                          日
                                          を
Γ
                                   年
                                      月
                                         日
          太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可申請書
                                           に、「第9条第1項」を「第7条第1項」に改める。
 様式第7号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、
        太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可(不許可)決定書
                                 指令第
                                         号
                                   年
                                      月
                                          日
                                           を
```

Γ 指令第 뭉 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可(不許可)決定書 に、「第9条第2項」を「第7条第2項」に改める。 様式第8号中「(第10条関係)」を「(第8条関係)」に、 Γ 太宰治記念館「斜陽館」資料滅失(損傷)報告書 年 月 日 を 年 月 H 太宰治記念館「斜陽館」資料滅失(損傷)報告書 に、「滅失(損傷)したので報告します」を「滅失(損傷)したので、五所川原市太宰治 記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)第 8条の規定により報告します」に改める。 様式第9号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、 太宰治記念館「斜陽館」資料寄託申請書 年 月 日 を Γ 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」資料寄託申請書 に、「第11条第1項」を「第9条第1項」に改める。 様式第10号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、 Γ 太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書 年 月 日 な

Γ 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書 に、「第11条第1項」を「第9条第1項」に改める。 様式第11号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、 Γ 太宰治記念館「斜陽館」資料受託書 指令第 号 年 月 日 を 指令第 号 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」資料受託書 に、「、下記資料の寄託を承諾します」を「下記資料の寄託を、五所川原市太宰治記念館 「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)第9条第 2項の規定により承諾します」に改める。 様式第12号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、 太宰治記念館「斜陽館」資料受領書 指令第 묽 年 月 H を Γ 指令第 号 年 月 日

太宰治記念館「斜陽館」資料受領書

に、「、下記資料を受領します」を「下記資料を、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)第9条第2項の規定により受領します」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
	 (五所川原市太宰治記念館「斜陽館」運営委員会) 第10条 記念館の管理運営を円滑に行うため、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。 2 運営委員会は、教育委員等をもって組織する。 (委員長及び副委員長) 第11条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長には、教育長が当たり、会議を総理し、会議を主宰する。 3 副委員長には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項に規定する委員が当たり、委員長に事故があるとき又は委員が欠けたときはその職務を行う。 (会議)
<u>第10条</u> 略	第12条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。 第13条 略

			改正後						改正前		
第1号 <u>(</u> 第	第4条関係	<u>k)</u>			₹	様式第1号 <u>(</u> 第	角6条関係	<u>(k)</u>			
				年 月 日	-		<u> </u>	太宰治記念館	「斜陽館」刀	(館料還付申記	請書 <u></u>
	<u> </u>	大宰治記念館	「斜陽館」入館料還付申	請書							年 月
五所川原	市教育委員会	会教育長				五所川原	市教育委員会	会教育長			
			氏 名 (団体の場合	今は、所在地) 今は、名称及び代表者氏名 (電話 一	(f)				申請者	(団体の場合 氏 名(団体の場合	は、所在地) な、名称及び代表者氏 (電話 一
五所川原 会規則第 2 4	(市太宰治記 号)第 4 条第	念館「斜陽館 <u>1 項</u> の規定に	」設置条例施行規則(平) 基づき、入館料の還付を	成 17 年五所川原市教育系 受けたいので申請します	委員。	<u>五所川原</u> の規定に基づ					所川原市条例第 91 号) 第
			記						記		
入館料の <u>還</u>	<u>付</u>				_	入館料の <u>免</u>	<u>除</u>				
申請理由						申請理由					
添付書類	入館料領収	書				添付書類	入館料領収	書			
	入館料	還付額	備	考		入館料	入館料	還付額		備	考
入 館 料 還 付 額	円	円				還付額	円	円			

月の2 (第4条関係) 指令第 号 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認 (不承認) 決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付に いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則 (平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号) 第 4条第 2 項の規定により、下記のとおり (承認・不認) 決定します。	指令第 号 年 月 日 大宰治紀念館「斜陽館」入館料還付承認 (不承認) 決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長 回 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付については、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不表認)決定します。 記 【館料の還付 選付 (承認・不承認) の理由 入 館 料 選 付 額 備 考	改正後
指令第 号 年 月 日 大宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認 (不承認) 決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長 回 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則 (平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号) 第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり (承認・不認) 決定します。 記 館料の還付 還付 (承認・不承認) の理由 入 館 料 及 館 料 還 付 額 備 考	指令第 号 年 月 日 大李治記念館「斜陽館」入館料還付承認 (不承認) 決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長 国 年 月 日付けで申請のあった太李治記念館「斜陽館」の入館料の還付については、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則 (平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号) 第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり (承認・不義認) 決定します。 記 (館料の還付 還付 (承認・不承認) の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	
年 月 日	年 月 日	502 (免4 未阅述)
年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記 館料の還付 還付(承認・不承認)の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書 申請者 様 五所川原市教育委員会 教育長	
大宰治記念館「斜陽館」入館料選付承認(不承認)決定書 <u>申請者</u> 様 <u>五所川原市教育委員会</u> 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川市教育委員会規則第24号)第4条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記 <u>部</u> 記 の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	大宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書 <u>申請者</u> 様 五所川原市教育委員会 教育長	指令第
五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不思)決定します。 記 直料の還付 選付(承認・不承認)の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不思)決定します。 記 ((((((((((((4 д п
五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 5教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不思)決定します。 記 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不思)決定します。 記 ((((((((((((太宰治記念館「斜陽館」入館料還付承認(不承認)決定書
五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付に いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 ス 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	五所川原市教育委員会 教育長 印 年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付に いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	
年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記 館料の還付 還付(承認・不承認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	## 日 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記 部料の還付 還付(承認・不承認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	申請者
## お育長 印 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不思)決定します。 記	年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不器)決定します。 記 資料の還付 還付(承認・不承認)の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	
年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付にいては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川市教育委員会規則第24号)第4条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記 館料の還付 還付(承認・不承認)の理由 入 館 料 及 館 料 還 付 額 備 考	年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の還付に いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不該認)決定します。 記 「監督・「の理付」 「選付(承認・不承認)の理由 「入館料」、及館料」、選付、額備考	
いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	教育長
いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料	いては、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川 市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 認)決定します。 記 電料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 還 付 額 備 考	
市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不認)決定します。 記館料の還付 還付(承認・不承認)の理由 一	原市教育委員会規則第 24 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり(承認・不 (本認) 決定します。 記 (館料の還付	
記 館料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入館料 還付額 備 考	 (1) 決定します。 (2) 対策 (1) 対	
館料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	館料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料 入 館 料 還 付 額 備 考	
館料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入館料 還付額 備 考	(館料の還付 還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料	
還付(承認・不承 認)の理由 A 館 料 A 館 料 還 付 額 備 考	還付(承認・不承 認)の理由 入 館 料	記
認) の理由	認) の理由 入 館 料	館料の還付
入 館 料 ^入 館 料 ^還 付 額 ^備 考	A 館 料	
	八	認)の理由
還付額	還付額	1 館料還付額 備 考
		還付額

改正後 改正前 様式第2号(第5条関係) 様式第2号(第7条関係) 太宰治記念館「斜陽館」入館料免除申請書 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」入館料免除申請書 年 月 日 五所川原市教育委員会教育長 五所川原市教育委員会教育長 申請者 住所 申請者 住所 (団体の場合は、所在地) (団体の場合は、所在地) 氏名 氏名 (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (電話 —) (電話 —) 下記のとおり、入館料の免除を受けたいので、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設 下記のとおり、入館料の免除を受けたいので、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設 置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)第5条第1項の規定により申 置条例(平成17年五所川原市条例第91号)第7条の規定により申請します。 請します。 記 入館料の免除 入館料の免除 免除の理由 免除の理由 観覧日時 年 月 観覧日時 月 日 分 員 人、 小人 人、 計 大人

入館料免除額納付額

円

円

円

入館料の免除

人、高校・大学生

入館料免除額納付額

Щ

小・中学生

入館料の免除

改正後	改正前
长式第 3 号 <u>(第 5 条関係)</u>	様式第 3 号 <u>(第 7 条関係)</u>
<u>指令第 号</u> <u>年 月 日</u>	<u>指令第</u>
太宰治記念館「斜陽館」入館料免除承認(不承認)決定書	太宰治記念館「斜陽館」入館料免除承認(不承認)決定書
	<u>年 月 日</u>
<u>申請者 様</u>	申請者 様
五所川原市教育委員会教育長即	五所川原市教育委員会教育長印
年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の免除については、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号)第5条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	年 月 日付けで申請のあった太宰治記念館「斜陽館」の入館料の免除については、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成 17 年五所川原市条例第 91 号第 7条の規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。
記	記
入館料の免除	入館料の免除
免除(承認・不承 認) の理由	免除(承認・不承 認) の理由
観 覧 日 時 年 月 日 時 分	観覧日時 年 月 日 時 分
人 具 一般 人、高校・大学生 人、 小・中学生 人、計 人	人员大人人、小人人、計人
入館料免除額納付額 備 考 入館料の免除	入館料の免除 入館料の免除

円

円

円

1号 <u>(第6条関係)</u>	按于数 4 P. (Φο ΣΕΙΚ)
	様式第4号 <u>(第8条関係)</u>
<u>年 月 日</u>	太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可申請書
太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可申請書	年 月 日
五所川原市教育委員会教育長	五所川原市教育委員会教育長
申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名	申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名
記	記
利用目的	利用目的
利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)	利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
記号番号 品 名 数 量 備 考	記号番号 品 名 数 量 備 考
利用資料	利用資料

改正後	改正前
55号 <u>(第6条関係)</u>	様式第5号(第8条関係)
<u>指令第 号</u> <u>年 月 日</u>	太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可(不許可)決定書
太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可(不許可)決定書	<u>年 月 日</u>
申請者 様	申請者 様
五所川原市教育委員会 教育長 <u></u>	五所川原市教育委員会 教育長 印
下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の特別利用を、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号) <u>第6条第3</u> 項の規定により(許可・不許可)します。	下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の特別利用を、五所川原市太宰治 念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号) <u>第8条第</u> 項の規定により(許可・不許可)します。
記	記
許可・不許可 決 定 理 由	許可・不許可 決 定 理 由
利用目的	利用目的
利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)	利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
記号番号 品 名 数量 備 考	記号番号 品 名 数 量 備 考
利用資料	利用資料
次业品和主任业	資料取扱責任者
資料取扱責任者	貝付取依貝に名

改正後	改正前
5.6号 <u>(第7条関係)</u>	様式第6号 (第9条関係)
<u>年 月 日</u> 太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可申請書	太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可申請書 年 月 日
五所川原市教育委員会教育長	五所川原市教育委員会教育長
申請者 所在地 施設名 (電話 – –) 代表者氏名 [®]	申請者 所在地 施設名 (電話 — —) 代表者氏名 ®
下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の貸出しを受けたいので、五所川原市 宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号 7 条第 1 項 の規定により申請します。 記	下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の貸出しを受けたいので、五所川原市 宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号 9条第1項の規定により申請します。 記
利用目的	利用目的
貸出期間 年月日から 年月日まで(日間)	貸出期間 年月日から 年月日まで(日間)
利 用 場 所	利用場所
利 用 方 法	利 用 方 法
記号番号 品 名 数量 備 考	記号番号 品 名 数量 備 考
利用資料	利用資料
輸送方法	輸送方法
資料取扱責任者	資料取扱責任者

資料取扱責任者

	改正前
5.7号 <u>(第.7条関係)</u>	様式第7号 <u>(第9条関係)</u>
指令第 号 年 月 日 太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可(不許可)決定書	太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可(不許可)決定書 指令第 号 年 月 日
申請者 様	申請者
五所川原市教育委員会 教育長 印 下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の貸出しを、五所川原市太宰治記念館 「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号)第 7 条第 2 項の	五所川原市教育委員会 教育長 印 下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」資料の貸出しを、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 24 号)第 9 条第 2 項の
規定により(許可・不許可)します。	規定により(許可・不許可)します。
記	記
許可·不許可理由	許可・不許可理由
利用目的	利用目的
貸出期間 年月日から 年月日まで(日間)	貸 出 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
貸 出 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間) 利 用 場 所	貸 出 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日間) 利 用 場 所
利用場所	利用場所
利 用 場 所 利 用 方 法	利 用 場 所 利 用 方 法
利用場所 利用方法 記号番号品名数量備考	利用場所 利用方法 記号番号 品 名 数量 備 考
利 用 場 所 利 用 方 法	利 用 場 所 利 用 方 法
利用場所 利用方法 記号番号品名数量備考	利用場所 利用方法 記号番号 品 名 数量 備 考
利用場所 利用方法 記号番号品名数量備考	利用場所 利用方法 記号番号 品 名 数量 備 考

資料取扱責任者

改正後	改正前
族式第8号 <u>(第8条関係)</u>	様式第 8 号 <u>(第10条関係)</u>
<u>年 月 日</u>	太宰治記念館「斜陽館」資料滅失(損傷)報告書
太宰治記念館「斜陽館」資料滅失(損傷)報告書	<u>年 月 日</u>
五所川原市教育委員会教育長	五所川原市教育委員会教育長
申請者 所在地 施設名 (電話 — —) 代表者氏名 即	申請者 所在地 施設名 (電話 — —) 代表者氏名 [®]
年 月 日付けで貸出しを受けた資料を下記のとおり <u>滅失(損傷)したので、</u> 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成 17 年五所川原市教育委員会 規則第 24 号)第 8 条の規定により報告します。 また、それに対する貴館の指示をお願いします。	年 月 日付けで貸出しを受けた資料を下記のとおり <u>滅失(損傷)したので報告します。</u> また、それに対する貴館の指示をお願いします。
記	記
1 滅失(損傷)した資料名及び数量	1 滅失(損傷)した資料名及び数量
2 滅失(損傷)した日時及び場所	2 滅失(損傷)した日時及び場所
3 事故等の概要記	3 事故等の概要記

		改正	後			改正前									
9 号 <u>(第</u>	9 条関係)_					様式第 9 号 <u>(第11条関係)</u>	_								
				年 月	<u>日</u>	<u>太宰</u>	E治記念館	「斜陽館」	資料寄託申	請書					
	太宰治記念館	官「斜陽館」	」資料寄託申詞	<u>青書</u>						<u>:</u>	年 月	且			
五所川原	「市教育委員会教育長					五所川原市教育委員会	教育長								
			(団体の場合は 氏名 (団体の場合は	は、所在地) は、名称及び代表 ³ 直話 一					(団体の場合 氏名 (団体の場合	は、名称					
記念館「斜陽	5り、太宰治記念館「斜 館」設置条例施行規則・ でより申請します。					下記のとおり、太宰治記 記念館「斜陽館」設置条例加 第1項の規定により申請し	运行規則(平								
<u>第1項</u> の規定															
<u>第1項</u> の規定		記						記							
<u>第1項</u> の規定 1 寄託資		記				1 寄託資料		記							
1 寄託資	***		価 金	額備	考		数量	_	五 金	額	備	考			
1 寄託資	料		価 金	額備	考		数量	_	面 金	額	備	考			

10号 <u>(第9条関係) 年 月 日 </u>	様式第10号 <u>(第11条関係)</u> <u>太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書</u>
	太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書
太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書	
	<u>年 月 日</u>
五所川原市教育委員会教育長	五所川原市教育委員会教育長
申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名 ® (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (電話 —) 下記のとおり、太宰治記念館「斜陽館」に資料を寄贈したいので、五所川原市太宰治	申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名
記念館「斜陽館」設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第24号) <u>第9条</u> 第1項の規定により申請します。 記	
資料 名数量単価金額備考	資料 名数量単価金額備

改正後						改正前										
11号 <u>(第9条関係)</u>					様式第11号	号 <u>(第</u> 1	1条関係	€)								
			<u>指令第</u> 年 月	<u>号</u> 日				太宰治	記念館	官「斜陽	揚館」	資料受討	<u> </u>			
<u>太宰</u> ?	記念館「斜陽館	i」 <u>資料受託書</u>											<u>指</u>	令第 年 月	;	
申請者 様					<u>申</u> 言	情者	杉	Ŕ								
		五所川	原市教育委員会 教育長	印								五.		教育委員会 育長	É	
あなたから寄託申請のあっ 役置条例施行規則(平成 17 年五) <u>の承諾します。</u> ここに厚くお礼申し上げる と、御協力に感謝の意を表し	行川原市教育委員 とともに、太宰活	会規則第24号)	第9条第2項の	規定によ	٤,	ここに厚く	こ感謝の意	上げる	ととも		宰治言			に対する深(い御理	
1 寄託資料					資	半	· 名	数	量	単	価	金	額	備	考	
資料 名数	量単価	金	額備	考												
					2	寄託期間	間 年	月	ПА	خ.						

			改正	後	改正後								改正前									
第12号 <u>(第 9</u>	条関係)							様式第	12号 <u>(</u>	第11条	関係)											
					<u>指</u>	令第 <u>年 月</u>	<u>号</u> 日				<u> </u>	李治言	己念館	「斜陽	易館」	資料受信	領書					
		太宰治記念	館「斜陽的	官」資料	受領書												<u>‡</u>	<u>旨令第</u> 年	月	号		
申請者	様								申請者		様											
						i教育委員会 育長	印									∄		市教育委 育長	員会	印		
例施行規則(平成 します。	<u> え17年五月</u> お礼申し	7川原市教育 上げるとと	を員会規則 もに、太幸	∥第 24 号	市太宰治記念 引第 9 条第 2 馆「斜陽館」	項の規定に	より受領		ここり	たから寄り こ厚くお 協力に感	礼申し上	げると	251	記 <u>資料</u> こ、太 記	宰治訂	負します L念館「	- <u>.</u> 。 ⁻ 斜陽館」	に対する	る深い	御理		
<u>例施行規則(平成します</u> 。 ここに厚く	<u> え17年五月</u> お礼申し	7川原市教育 上げるとと	を員会規則 もに、太幸	∥第 24 号	号)第 9 条第 2	項の規定に	より受領		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
<u>例施行規則(平成します</u> 。 ここに厚く	え17年五月 お礼申し 感謝の意	刊川原市教育 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	∥第 24 号	号)第 9 条第 2	項の規定に	より受領		ここり	こ厚くおね	礼申し上謝の意を	げると	251	こ、太	宰治記	追します 記念館「 金	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		る深い	御理! 考		
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともにす。	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			
例施行規則(平成 <u>します</u> 。 ここに厚く と、御協力に	え17年五月 お礼申し 感謝の意	<u>刊川原市教育</u> 上げるとと を表します	委員会規度 もに、太幸 記	<u>削第 24 号</u> 治記念館	<u>号)第 9 条第 2</u> 琯「斜陽館」	項の規定に に対する深	より受領 い御理解		ここ(と、御f	こ厚くおね 協力に感記	礼申し上謝の意を	げると 表しま	ともいって、	こ、太記	宰治記	2念館「	斜陽館」		る深い			

○五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第24号

改正

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第44号平成27年3月31日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成17年五所川原市条例第91号。以下「条例」という。)第11条及び第12条第1項の規定に基づき、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」(以下「記念館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。(開館時間)
- 第2条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
- 3 条例第9条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が開館時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(休館日)

- 第3条 記念館の休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
- 2 指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に記念館を休館するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(入館料の還付)

- 第4条 条例第6条ただし書の規定により入館料の還付を受けようとする者は、太宰治記念館「斜陽館」入館料還付申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。 (入館料の免除)
- 第5条 条例第7条の規定による入館料の免除を受けようとする者(以下「免除申請者」という。) は、太宰治記念館「斜陽館」入館料免除申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、免除申請者に対して太宰治 記念館「斜陽館」入館料免除承認(不承認)決定書(様式第3号)により通知するものとする。 (行為の禁止)
- 第6条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 記念館の設備等を損傷し、又は滅失すること。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
 - (3) 許可なくして展示資料等の写真撮影又は拓本複写等の行為をすること。
 - (4) 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
 - (5) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
 - (6) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理に支障がある行為
- 2 前項第3号の許可を受けようとする者(以下「特別利用申請者」という。)は、太宰治記念館 「斜陽館」資料特別利用許可申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、特別利用申請者に対して 太宰治記念館「斜陽館」資料特別利用許可(不許可)決定書(様式第5号)を交付する。 (資料の貸出し)
- 第7条 記念館資料の貸出しを受けようとする者(以下「貸出申請者」という。)は、太宰治記念館「斜陽館」資料貸出許可申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、貸出申請者に対して太宰治 記念館「斜陽館」資料貸出許可(不許可)決定書(様式第7号)を交付する。

- 3 記念館資料の貸出しは、原則として個人には許可しない。
- 4 記念館資料の貸出期間は、30日以内を原則とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(資料の滅失等の報告)

第8条 記念館資料の貸出しを受けた者が、当該資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちに教育委員会に太宰治記念館「斜陽館」資料滅失(損傷)報告書(様式第8号)を提出し、教育委員会の指示を受けなければならない。

(資料の寄託等)

- 第9条 記念館に資料の寄託をしようとする者(以下「寄託申請者」という。)は、当該資料に太宰治記念館「斜陽館」資料寄託申請書(様式第9号)を、資料を寄贈しようとする者(以下「寄贈申請者」という。)は、当該資料に太宰治記念館「斜陽館」資料寄贈申請書(様式第10号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、資料の寄託を受けることを決定したときは、寄託申請者に太宰治記念館「斜陽館」資料受託書(様式第11号)を、寄贈を受けることを決定したときは、 寄贈申請者に太宰治記念館「斜陽館」資料受領書(様式第12号)を交付する。
- 3 寄託資料は、記念館所蔵の資料と同様の取扱いをする。ただし、館外貸出しについては、寄託 者の承諾を受けなければならない。

(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」運営委員会)

- 第10条 記念館の管理運営を円滑に行うため、五所川原市太宰治記念館「斜陽館」運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会は、教育委員等をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第11条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長には、教育長が当たり、会議を総理し、会議を主宰する。
- 3 副委員長には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第 2項に規定する委員が当たり、委員長に事故があるとき又は委員が欠けたときはその職務を行う。 (会議)
- 第12条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (補則)
- **第13条** この規則に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の金木町太宰治記念館「斜陽館」条例施行規則(平成10年金木町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日五所川原市教委規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日五所川原市教委規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。) 附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の五所川原市教育委員会公告式規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の五所川原市教育委員

会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の五所川原市太宰治記 念館「斜陽館」設置条例施行規則の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の五所川原市太 宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第11条関係)

様式第12号(第11条関係)

議案第27号

五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例を平成28年五所川原市議会第5回定例会に五所川原市長名において提出するため、これを提案する。

平成28年11月17日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

津軽三味線会館について、入館料を免除できる規定、及び使用料を減額又は免除できる規定を定めるため提案するものである。

五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例(案)

五所川原市津軽三味線会館設置条例(平成17年五所川原市条例第163号)の一部 を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2中「(第8条関係)」を「(第6条-第9条関係)」に改める。

附則

この条例は、平成29月4月1日から施行する。

○五所川原市津軽三味線会館設置条例(平成17年五所川原市条例第163号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(入館料) 第4条 三味線会館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。 <u>ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。</u> 2・3 略	(入館料) 第4条 三味線会館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納 入しなければならない。 2・3 略
(使用料) 第8条 別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の使用料は、同表のとおりとする。 <u>ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> 2・3 略	
別表第2(<u>第6条-第9条関係</u>) 略	別表第2(<u>第8条関係</u>) 略

○五所川原市津軽三味線会館設置条例

平成17年3月28日五所川原市条例第163号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第232号平成21年3月31日五所川原市条例第18号

五所川原市津軽三味線会館設置条例

(設置)

(名称及び位置)

第1条 市の文化と商工業の向上及び発展に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 1項の規定に基づき、五所川原市津軽三味線会館を設置する。

第2条 五所川原市津軽三味線会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

21	
名称	位置
津軽三味線会館	五所川原市金木町朝日山189番地3

(管理)

第2条の2 津軽三味線会館(以下「三味線会館」という。)は、教育委員会がこれを管理する。 (業務)

- 第3条 三味線会館は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 津軽三味線の風土、歴史、郷土芸能等の紹介及び三味線演奏に関すること。
 - (2) 音楽、演劇その他地域振興に寄与する各種イベントの開催及び会場の提供に関すること。
 - (3) 地域資源を活用した人的交流を促進すること。
 - (4) 前3号に附帯する事業

(入館料)

- 第4条 三味線会館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。
- 2 前項に規定する入館料は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
- 3 既に納入した入館料は還付しない。ただし、災害その他不可抗力等により観覧できなくなったとき、その他 教育委員会が特別の理由があると認めたときは、還付することができる。

(入館の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 三味線会館の施設又は備品を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、三味線会館の管理運営上支障があるとき。

(使用の許可)

- **第6条** 別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品を使用(以下「使用」という。)しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、三味線会館の管理運営上必要な条件を付すことができる。 (使用の制限)
- 第7条 教育委員会は、次の各号に該当すると認める場合には、別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の使用の許可を拒み、又は使用を取り消し、若しくは使用を停止することができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 三味線会館の施設又は備品を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 使用の目的が第3条に規定する業務と合致しないとき。
 - (4) 虚偽の申請をし、又は不正の手段によって許可を得たとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、三味線会館の管理運営上支障があると認めたとき。

(使用料)

- 第8条 別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の使用料は、同表のとおりとする。
- 2 前項に規定する使用料は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

3 既に納入した使用料は還付しない。ただし、災害その他不可抗力等により使用できなくなったとき、その他 教育委員会が特別の理由があると認めたときは、還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の使用の許可を得た者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、三味線会館の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は器具若しくは備品等を搬入しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、使用が終わったとき又は使用を停止されたときは、直ちにその使用の許可に係る施設、設備 又は器具類を原状に復さなければならない。

(指定管理者による管理)

- 第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、三味線会館の管理を五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年五所川原市条例第65号)第4条に規定する手続により指定された指定管理者 (以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 教育委員会は、指定管理者に三味線会館の入館及び使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指 定管理者の収入として収受させる。
- 3 三味線会館の利用料金は、別表第3のとおりとする。
- 4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従い、三味線会館の管理運営を行わなければならない。
- 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条の2、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 三味線会館の施設及び備品の利用(指定管理者が三味線会館を管理する場合の三味線会館の施設及び備品の使用をいう。以下同じ。)の許可(以下この項において「許可」という。)を行うこと。
 - (2) 入館を拒み、退去を命ずること。
 - (3) 許可を拒み、許可を取り消し、又は三味線会館の利用を停止すること。
 - (4) 第3条各号に規定する業務を行うこと。
 - (5) 利用料金を収受すること。
 - (6) 三味線会館及び三味線会館の備品等の維持管理に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、三味線会館の管理運営に関すること(市長及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く。)。
- 2 指定管理者は、前項第2号及び第3号の業務を行う場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 (指定管理者が行う管理の基準)
- **第14条** この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う施設の管理の基準は、教育委員会規則で定める。 (委任)
- 第15条 この条例に定めるもののほか、三味線会館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 2 この条例に定めるもののほか、三味線会館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該管理に関し必要な事項 は、教育委員会と指定管理者との協議により定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金木町津軽三味線会館の設置及び管理に関する条例(平成12年金木町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 附 則(平成17年9月30日五所川原市条例第232号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の次に3条を加える改正規定(第12条第3項に係る部分に限る。)及び別表第1から別表第3までの改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした申請に対する使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日五所川原市条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

入館料

区分	単独	培券	共通券			
	個人	団体	個人	団体		
一般	500円	450円	900円	810円		
			(450円)	(430円)		
高校・大学生	300円	270円	500円	450円		
			(250円)	(270円)		
小・中学生	200円	180円	300円	270円		
			(150円)	(190円)		

備考

- 1 単独券とは三味線会館だけに使用する券、共通券とは五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成17年五所川原市条例第91号)に規定する太宰治記念館「斜陽館」(以下「記念館」という。)と三味線会館の両方に使用する券をいう。
- 2 団体とは、20人以上で構成され責任者の引率する集団をいう。
- 3 上表の共通券の欄において、括弧内は共通券使用料のうち三味線会館の入館料の額である。

別表第2(第8条関係)

施設・備品使用料

区分	使用料	使用時間
野外ステージ	1回当たり 20,000円	ただし、午後5時から午後10時まで
多目的ホール	1時間当たり 3,000円	
研修室	1時間当たり 600円	
三味線		ただし、午前9時から午前10時まで及び午後3時から午後4時30分まで

別表第3 (第12条関係)

1 入館料

- / *ABII					
以 人	単	<u></u> 独券	共通券		
区分	個人	団体	個人	団体	
一般	500円以内	450円以内	900円以内	810円以内	
高校・大学生	300円以内	270円以内	500円以内	450円以内	
小・中学生	200円以内	180円以内	300円以内	270円以内	

備考

- 1 単独券とは三味線会館だけに使用する券、共通券とは記念館と三味線会館の両方に使用する券をいう。
- 2 団体とは、20人以上で構成され責任者の引率する集団をいう。
- 2 施設・備品利用料金

区分	利用料金	利用時間
野外ステージ	1回当たり 20,000円以内	ただし、午後5時から午後10時まで
多目的ホール	1時間当たり 3,000円以内	
研修室	1時間当たり 600円以内	
三味線	1回30分 5,000円以内	ただし、午前9時から午前10時まで及び午後3時から午後4時30分まで

議案第28号

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年11月17日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市津軽三味線会館の入館料及び使用料の還付及び減免について定めるとともに、 それに伴う各条項の改正と様式を追加するため、当該規則において一部を改正するもので ある。 五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則(案)

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則 第6号)の一部を次のように改正する。

第5条を第9条とする。

第4条第1項中「申請者」を「使用申請者」に、「(様式第1号)」を「(様式第5号)」 に改め、同条第2項中「申請者」を「使用申請者」に、「(様式第2号)」を「(様式第6号)」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第8条第1項ただし書の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、津軽三味線会館使用料減免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、減免申請者に対して津軽三味線会館使用料減免承認(不承認)決定書(様式第8号)により通知するものとする。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者(以下「使用料還付申請者」という。)は、津軽三味線会館使用料還付申請書(様式第9号)に納入した使用料の領収書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、使用料還付申請 者に対して津軽三味線会館使用料還付承認(不承認)決定書(様式第10号)により 通知するものとする。
 - 第3条の次に次の2条を加える。

(入館料の免除)

- 第4条 条例第4条第1項ただし書の規定による入館料の免除を受けようとする者(以下「入館料免除申請者」という。)は、津軽三味線会館入館料免除申請書(様式第1号) を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、入館料免除申請 者に対して津軽三味線会館入館料免除承認(不承認)決定書(様式第2号)により通 知するものとする。

(入館料の還付)

- 第5条 条例第4条第3項ただし書の規定により入館料の還付を受けようとする者(以下「入館料還付申請者」という。)は、津軽三味線会館入館料還付申請書(様式第3号)に納入した入館料の領収書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、入館料還付申請 者に対して津軽三味線会館入館料還付承認(不承認)決定書(様式第4号)により通 知するものとする。

様式第1号及び様式第2号を削り、附則の次に次の10様式を加える。

津軽三味線会館入館料免除申請書

五所川原市教育委員会教育長

申請者	住所		
	(団体の場合は、	所在地)	
	氏名		
	(団体の場合は、	名称及び代表者	氏名)
	(電話	_)

下記のとおり、入館料の免除を受けたいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定により申請します。

記

入館料の免除

免	除	の	理	由												
観	覧		日	時			年		月	日		時		分		
人				員	_		л Х	人、	高校	• 大賞	学生	人				
					小	• 中鸟	学生		人、	計		人				
7	館米	sl. σ	一	於	入	館	料	免	除	額	納	付	額	備	考	
	A 中 个	1 0.	<i></i>	l≽1∕2			円			円			円			

指令第号年月日

津軽三味線会館入館料免除承認 (不承認) 決定書

申請者様

五所川原市教育委員会

教育長

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の免除については、五所川原市 津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第4条第2項の規 定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。

記

入館料の免除

	除() 理由		以・ 才	不承	認)											
観	F	覧	日		時		年		J	月	日	時		分		
人					員	小•	般 中学生	,	人、	高校 • 人、	大学生		人 人			
7	館	松 I.	σ	名	除	入	館	料	免	除	額	納	付	額	備	考
	日	什	V)	允	休			円			円			円		

年 月 日

津軽三味線会館入館料還付申請書

五所川原市教育委員会教育長

 申請者 住 所

 (団体の場合は、所在地)

 氏 名
 印

 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)

 (電話 ー)

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第5条第1項の規定に基づき、入館料の還付を受けたいので申請します。

記

入館料の還付

申	請	理	由								
添	付	書	類	入館	料領収	書					
入	館	ā	料	入	館	料	還	付	額	備	考
還	付	t	額			円			円		

指令第号年月日

津軽三味線会館入館料還付承認 (不承認) 決定書

申請者様

五所川原市教育委員会

教育長

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の還付については、五所川原市 津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規 定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。

記

入館料の還付

還付	(承認・	不承								
認)	の理	! 由								
入	館	料	入	館	料	還	付	額	備	考
還	付	額			円			円		

津軽三味線会館使用許可申請書

五所川原市教育委員会教育長

甲請者	任所		
	(団体の場合は、	所在地)	
	氏名		\bigcirc
	(団体の場合は、	名称及び代表者氏	记名)
	(電話	_)

下記のとおり、使用したいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第6条第1項の規定により申請します。

使 用 目 的							
参集予定人員							人
使 用 月 日	年	月	月 ~	年	月	目	
• 時 間	午前・午	F後 時	分 ~	午前・午後	時 分	まで	
		野外ステー	・ジ				
使用施設又は使		多目的ホー	・ル				
用備品(該当箇所 へ○印)		研修室					
		三味線	竿	使用時間	時間	分	
使用	———— 料	合計額				円	

指令第号年月日

津軽三味線会館使用許可(不許可)決定書

申請者	様
-----	---

五所川原市教育委員会

教育長

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の使用については、五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成 2 1 年五所川原市教育委員会規則第 6 号)第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可(不許可)決定します。

許可 (不許可) の							
理由							
使 用 目 的							
参集予定人員							人
使 用 月 日	年	月	日 ~	年	月	目	
• 時 間	午前•	F後 時	分 ~	午前・午後	時 分	まで	
		野外ステー	-ジ				
使用施設又は使用施設又は使用施設とは使用施設とは使用施設とは使用施設とは使用施設とは使用機関係を表現しません。		多目的ホー	- ル				
用備品(該当箇所 へ〇印)		研修室					
		三味線	竿	使用時間	時間	分	
使用	料	合計額				円	

津軽三味線会館使用料減免申請書

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名 (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (電話 —)

下記のとおり、使用料の減免を受けたいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第7条第1項の規定により申請します。

減免の理由											
使 用 目 的											
参集予定人員											人
使 用 月 日	年	J	月	日	~		年	月	I	∃	
• 時 間	午前・台	二後	時	分	~ 4	下前•	午後	時	分まっ	で	
		野外	ステージ	ジ							
使用施設又は使 用備品(該当箇所		多目的	的ホーノ	レ							
カ畑市(該ヨ固別 へ○印)		研修	室								
		三味	線	竿		使	用時	間	時間	1	·}
法 田似 小 社 4 · 哲	使 用 ;	料	減免	額	納	付	額	ĺ	带	考	
使用料の減免額		円		円			円				

指令第号年月日

津軽三味線会館使用料減免承認 (不承認) 決定書

申請者	様
-----	---

五所川原市教育委員会 教育長

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の使用料の減免については、五所川原市 津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第7条第2項の規 定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。

減免 (承認・不承 認) の理由												
使 用 目 的												
参集予定人員												人
使 用 月 日	年		月	E	^	~		年	,	月	日	
• 時 間	午前・午	二後	時	矣	}	~	午前	・午後	時	分	まで	
		野夕	トステ	ージ								
使用施設又は使		多目	的ホ	ール								
用備品(該当箇所 へ○印)		研修	室									
		三味			竿			使用時	間	時間		分
计 田 似 小 社 久 妍	使用	料	減	免	額	糸	内	額		備	考	
使用料の減免額		円			円			円				

津軽三味線会館使用料還付申請書

五所川原市教育委員会教育長

 申請者 住 所

 (団体の場合は、所在地)

 氏 名
 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)

 (電話 一)

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第8 条第1項の規定に基づき、使用料の還付を受けたいので申請します。

申	請	理	由								
添	付	書	類	使用	料領収	書					
使	月	1	料	使	用	料	還	付	額	備	考
還	f.	ţ	額			円			円		

 指令第
 号

 年
 月

 日

津軽三味線会館使用料還付承認 (不承認) 決定書

申請者様

五所川原市教育委員会

教育長

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の使用料の還付については、五所川原市 津軽三味線会館設置条例施行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第8条第2項の規 定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。

記

還付	(承認・	不承								
認)	の理	1 由								
使	用	料	使	用	料	還	付	額	備	考
還	付	額			円			円		

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(入館料の免除)

改正前

第4条 条例第4条第1項ただし書の規定による入館料の免除を受けようとす る者(以下「入館料免除申請者」という。)は、津軽三味線会館入館料免除 申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

改正後

2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、入館料 免除申請者に対して津軽三味線会館入館料免除承認(不承認)決定書(様式 第2号)により通知するものとする。

(入館料の環付)

- 第5条 条例第4条第3項ただし書の規定により入館料の還付を受けようとす る者(以下「入館料環付申請者」という。)は、津軽三味線会館入館料環付 申請書(様式第3号)に納入した入館料の領収書を添えて、教育委員会に提 出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、入館料 還付申請者に対して津軽三味線会館入館料還付承認(不承認)決定書(様式 第4号)により通知するものとする。

(使用申請)

(使用申請)

- 用申請者」という。)は、原則として使用する日の10日前までに、津軽三味 線会館使用許可申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならな V 10
- 請者に対して、津軽三味線会館使用許可(不許可)決定書(様式第6号)に より通知するものとする。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第8条第1項ただし書の規定による使用料の減額又は免除を受け ようとする者(以下「減免申請者」という。)は、津軽三味線会館使用料減 免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、減免申 請者に対して津軽三味線会館使用料減免承認(不承認)決定書(様式第8号)

第6条 三味線会館の施設又は備品の使用の許可を得ようとする者(以下「使|第4条 三味線会館の施設又は備品の使用の許可を得ようとする者(以下「申| 請者」という。)は、原則として使用する日の10日前までに、津軽三味線会 館使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、使用申2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、申請者 に対して、津軽三味線会館使用許可(不許可)決定書(様式第2号)により 通知するものとする。

改正後	改正前
ニより通知するものとする <u>。</u>	
(使用料の還付)_	
3条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとす	
5者(以下「使用料還付申請者」という。)は、津軽三味線会館使用料還付	<u>†</u>
『請書(様式第9号)に納入した使用料の領収書を添えて、教育委員会に提	
<u> </u>	
教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、使用料	
置付申請者に対して津軽三味線会館使用料還付承認(不承認)決定書(様式	<u>></u>
<u> 510号)により通知するものとする。</u>	
<u>9条</u> 略	<u>第5条</u> 略

改正後 改正前 様式第1号(第4条関係) 年 月 日 津軽三味線会館入館料免除申請書 五所川原市教育委員会教育長 申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名 (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (電話 —) 下記のとおり、入館料の免除を受けたいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施 行規則(平成21年五所川原市教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定により申請しま す。 記 入館料の免除 免除の理由 観覧日時 年 月 日 時 分 一般人、高校・大学生 人 小・中学生 人、計 入館料免除額納付額 考 入館料の免除 円 円 円

	改正後	
2号(第4条	<u>関係)</u>	
	指令第 年 月	号口
	平 月	Н
ì	車軽三味線会館入館料免除承認(不承認)決定書	
申請者	様	
1 #8 11	120	
	五所川原市教育委員会	
	教育長	(FI)
年 月	日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の免除につい	いては
所川原市津軽三明	線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会	
所川原市津軽三明		
所川原市津軽三明	線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会	
所川原市津軽三明	:線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	
所川原市津軽三明	:線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	
所川原市津軽三明 分第4条第2項の 分館料の免除	:線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	
正所川原市津軽三明 計)第 4 条第 2 項の	:線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	
示川原市津軽三明 ・)第4条第2項の 入館料の免除 免除(承認・不	:線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。	
正所川原市津軽三明 ・)第4条第2項の 入館料の免除 免除(承認・不 承認)の理由 観覧日時	線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 年 月 日 時 分	
元所川原市津軽三明 デ)第4条第2項の 入館料の免除 免除(承認・不 承認)の理由	議会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 年月日時分	
正所川原市津軽三明 ・)第4条第2項の 入館料の免除 免除(承認・不 承認)の理由 観覧日時	議会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 年 月 日 時 分 一 般 人、高校・大学生 人 小・中学生 人、計 人	規則第
正所川原市津軽三明 ・)第4条第2項の 入館料の免除 免除(承認・不 承認)の理由 観覧日時	議会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規 規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 年 月 日 時 分 一 般 人、高校・大学生 人	規則第

						1. 子 纵		
					Γ̈́	女正後		
第3号(第	育5条厚	[係]	_					
							年 月	=
							平 万	-
			油椒	スコル:	迫公韶	7入館料還付申請書 1		
			牛牡	E—'%)	冰云阳	1八時付逐門中明音		
五所川原	古数苔禾	吕스	新杏耳	i.				
五/// 1///	川秋日女	只厶.	DHI					
					申	計者 住 所		
						(団体の場合に 氏 名		1
							は、名称及び代表者氏	_
						規則(平成 21 年五所)		川第
号)第 5 条第 1	1 項の規定	定に基	らづき	、入1	館料の)還付を受けたいので	申請します。	
						記		
入館料の還付	付							
/【阳川 */座	1,							
申請理由								
添付書類	入館料領	須収 書	-					
1317 11.75			ı			***		
入館料	入 館	料	還	付	額	備	考	
還付額		円			円			
		门			Ħ			

集製係) 指令第 号 年 月 日 津軽三味線会館入館料還付承認 (不承認) 決定書 様 五所川原市教育委員会 教育長 取 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の遺付については、 三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり (承認・不承認) 決定します。 記 不承 里 由 料 入 館 料 還 付 額 備 考 額	
年 月 日 津軽三味線会館入館料選付承認 (不承認) 決定書 様 五所川原市教育委員会 教育長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>
年 月 日 津軽三味線会館入館料還付承認 (不承認) 決定書 様 五所川原市教育委員会 教育長 印 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の還付については、 三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり (承認・不承認) 決定します。 記 不承 里 由 料 入 館 料 還 付 額 備 考	
年 月 日 津軽三味線会館入館料還付承認 (不承認) 決定書 様 五所川原市教育委員会 教育長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北 公笠 口
様	年 月 日
様	
五所川原市教育委員会 教育長	車軽三味線会館入館料還付承認(不承認)決定書
五所川原市教育委員会 教育長	
教育長 (印) 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の還付については、三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり (承認・不承認) 決定します。 記 不承 里 由 料 入 館 料 還 付 額 備 考	
教育長 ⑩ 日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の還付については、三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり (承認・不承認) 決定します。 記 不承里由 料 入館料 選付額 備 考	
日付けで申請のあった津軽三味線会館の入館料の還付については、 三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり (承認・不承認) 決定します。 記 不承 里 由 科 入 館 料 還 付 額 備 考	
三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 頁の規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 不承 里 由	WHX (I)
里 由	記
工 由 入 館 料 還 付 額 備 考	
科 入 館 料 還 付 額 編 考	
村	
	* <u> </u>

改正後	改正前

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

津軽三味線会館使用許可申請書

五所川原市教育委員会教育長

 申請者
 住所

 (団体の場合は、所在地)
 氏名

 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)
 (電話 一)

下記のとおり、使用したいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成 21年五所川原市教育委員会規則第6号)第6条第1項の規定により申請します。

記

使 用 目 的	
参集予定人員	人
使 用 月 日	年 月 日~ 年 月 日
• 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで
	野外ステージ
使用施設又は使 用備品(該当箇	多目的ホール
所へ○印)	研修室
	三味線 竿 使用時間 時間 分
使用料	合計額 円

様式第1号 (第4条関係)

	津車	圣三味線会館	使用許可	「申請書		
使 用 者	住所 氏名(団体:	名)	(道	車絡先 —	_)
使 用 目 的						
参集予定人員						人
使 用 月 日	年	月	日 ~	年	月	日
• 時 間	午前・午	後時	分 ~	午前・午後	時 分	まで
	研	修室				
使用場所(該当	多	目的ホール				
箇所へ○印)	野	外ステージ				
使用料	合計物	頁				円
使用物件名	個数		個数	使用物件名	個数	備考
上記のとおり	吏用を申請し	ンます。				
				年	月	E
				+	Л	Н
五所川原市教育	委員会教育具	.				
—/// 1/// 1// 1// A F	~~~	•				
			信			印

改正後	改正前
送 + 放 C 口 (放 C 及 BB 広)	送一次 o 日 (体 / 夕 間 広)

様式第6号 (第6条関係)

指令第 号 年 月 日

津軽三味線会館使用許可(不許可)決定書

申請者様

五所川原市教育委員会 教育長 即

年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の使用については、五所川原市 津軽三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 号)第 6 条 第 2 項の規定により、下記のとおり許可(不許可)決定します。

記

許可(不許可)の 理 由							
使 用 目 的							
参集予定人員							人
使 用 月 日	左	F	月	日 ~	年	月	日
• 時 間	午前・	・午後	時	分 ~	午前・午後	時	分まで
		野外ス	ステージ	>			
使用施設又は使 用備品(該当簡		多目的	りホール	/			
所へ○印)		研修室	ř				
		三味網	泉	竿	使用時間	時間	分
使用料	合	計額					円

様式第2号(第4条関係)

	津輔	圣三味線会館使用	許可(不	許可)決定書		
使用	皆	住所 氏名(団体名)		(連絡先)
	的					
	定員					人
	∃	年 月	日 ~	年	月	日
· 時	干前 中前	前・午後 時	分 ~	午前・午後	時 分	まで
		研修室				
使用場所(該当	i	多目的ホール				
箇所へ○印)		野外ステージ				
使用料	u .	合計額				円
使用物件名	個数	使用物件名	個数	使用物件名	個数	備考
上記のとお		ついて 許可します ・	許可	可できません	I	
不許可とする 理	る 由					
指令第	号					
年	月	B				
		五	所川原市	教育委員会教育	 手長	印

改正後 改正前 様式第7号(第7条関係) 年 月 日 津軽三味線会館使用料減免申請書 五所川原市教育委員会教育長 申請者 住所 (団体の場合は、所在地) 氏名 (団体の場合は、名称及び代表者氏名) (電話 —) 下記のとおり、使用料の減免を受けたいので、五所川原市津軽三味線会館設置条例施 行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 号)第7条第1項の規定により申請しま す。 減免の理由 使用目的 参集予定人員 年 月 日~ 年 月 日 使用月日 • 時 間 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで 野外ステージ 使用施設又は使 多目的ホール 用備品(該当箇 研修室 所へ()印) 竿 三味線 使用時間 時間 使 用 料 減 免 額 納 付 額 考 使用料の減免額 円 円 円

改正後 改正前 様式第8号(第7条関係) 指令第 号 年 月 日 津軽三味線会館使用料減免承認(不承認)決定書 申請者様 五所川原市教育委員会 教育長 年 月 日付けで申請のあった津軽三味線会館の使用料の減免については、五所 川原市津軽三味線会館設置条例施行規則(平成 21 年五所川原市教育委員会規則第 6 号)第 7 条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不承認)決定します。 記 減免 (承認・不 承認)の理由 使用目的 参集予定人員 年 月 日~ 年 月 使 用 月 日 時間 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで 野外ステージ 使用施設又は使 多目的ホール 用備品(該当箇 研修室 所へ()印) 三味線 竿 使用時間 時間 分

考

使 用 料 減 免 額 納 付 額

円

円

使用料の減免額

			改正	1友	
第9号(第	8条関係)	_			
					年 月
		津軽三味	線会館使月	用料還付申請書	
五所川原	市教育委員会	教育長			
			申請	者 住 所 (団体の場合は 氏 名 (団体の場合は (電	、名称及び代表者
				(平成 21 年五所川 寸を受けたいので	
			用料の還付		
号)第 8 条第	1 項の規定に割	とづき、使	用料の還付		
号)第8条第申請理由	1 項の規定にま 使用料領収書 使 用 料	基づき、使	用料の還作		

	·			改	正後	•		
第10号	片 (第8条	関係)						
							指令第 年 月	号口
							平 月	Н
	津	圣三味線	会館使	月料還	と付承 記	認(不承認)	決定書	
申請者	ž I	様						
						五所	川原市教育委員会	
								印
五所川原 号)第 8 名 還付	[市津軽三味終	会館設置	置条例	施行規! 【のとお	則(平成	文 21 年五所	使用料の還付について 川原市教育委員会規貝)決定します。	
		使 用	料	還(付 額	i 備	考	
使還	用 村 額							

○五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則

平成21年3月25日五所川原市教育委員会規則第6号

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、五所川原市津軽三味線会館設置条例(平成17年五所川原市条例第163号。以下「条例」という。)第14条及び第15条第1項の規定に基づき、五所川原市津軽三味線会館(以下「三味線会館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間)
- 第2条 三味線会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に 必要があると認めるときは、開館時間を延長することができる。
- 2 条例第12条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が開館時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 (休館日)
- 第3条 三味線会館の休館日は、12月28日から翌年の1月3日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に三味線会館を休館することができる。
- 3 指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に三味線会館を休館するときは、あらかじめ教育委員 会の承認を得なければならない。

(使用申請)

- 第4条 三味線会館の施設又は備品の使用の許可を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、 原則として使用する日の10日前までに、津軽三味線会館使用許可申請書(様式第1号)を教育委 員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して、津軽三味 線会館使用許可(不許可)決定書(様式第2号)により通知するものとする。
- **第5条** この規則に定めるもののほか、三味線会館の管理運営に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)